

第 6 回那須塩原市下水道審議会 議事録

日 時：平成 27 年 2 月 9 日（月） 13：30～15：15

場 所：那須塩原市役所 西那須野庁舎 201.202 会議室

出席者：

委員

太田会長、安宅副会長、井上委員、小出委員、坂内委員、佐藤委員、仙波委員、
野田委員、星野委員、本澤委員、目黒委員、吉田委員、若色委員

欠席者 1 名

市

須藤上下水道部長、久利生下水道課長、室井下水道課長補佐兼施設係長、関谷普及係長、
伊藤管理係長、武藤下水道建設係長、北村主査、飯泉主任

コンサルタント(日本水工設計株式会社)

武井弘

事務局(久利生)	<p>皆様こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより第 6 回那須塩原市下水道審議会を開会いたします。本日は、昨年 12 月末に開催されました第 5 回審議会に引き続いての会議となります。また、平成 27 年に入ってから初めての審議会となっております。委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。</p> <p>始めに、本日の委員の出席状況を報告させていただきます。お一人、少し遅れているようですが、委員 14 名のうち過半数の出席をいただいておりますので、本日の審議会は成立することをご報告申し上げます。併せまして、今回もコンサルタントを同席させていただいておりますことをご了承いただきたいと思っております。</p> <p>さて、第 6 回審議会の議事でございますが、お手元の会議次第にもございますように、「使用料体系統一の方針及び軽減措置について」、第 5 回審議会から繰り延べしております「使用料体系の基本的な考え方について」の二つについてご審議をいただきます。</p> <p>それでは、太田会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議事の進行をお願いしたいと思います。</p>
太田会長	<p>皆様こんにちは。お忙しいところ、お集まりをいただきましてありがとうございます。事務局からもご案内がありましたが、本日は第 6 回でございます。役所の年間スケジュールの区切りは 4 月から 3 月という年度を単位としておりまして、その意味からは今回は本年度最後の審議会となります。4 月からはまた改まった形でスタートすることになるかと思っておりますが、これまでの中でのひとつの懸案として、どうしても乗り越えなければならない問題に塩原地区の取り扱いがございました。今日の審議会では、塩原地区についての基本的な取り扱いの方向性について、確認をいただいた上で新年度を迎えたいと思っております。</p>

事務局(北村)	<p>ますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、さっそく議事に入らせていただきます。まず、前回から今回の審議会に至るまでの経緯を含めた取り扱いの検討手順について、説明をいただいた上で具体的な議事の内容に入らせていただきたいと思います。それでは、事務局の方からよろしくお願いいたします。</p> <p>お手元の「第6回那須塩原市下水道審議会資料」に沿ってご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1. 使用料検討に向けた検討手順について とあります。委員の皆様には、これまで使用料の統一・改定についてご審議をいただいてまいりました。使用料の統一・改定にあたっては、新しい使用料体系について検討していく必要がありますが、今後決定する必要がある事項は以下のものが挙げられます。これまでのおさらいのような内容になるのですが、今後の手順を確認したいと思います。枠の中をご覧ください。</p> <p>①使用料体系を統一することについては、第3回審議会でご確認をいただきました。</p> <p>②目標経費回収率の設定については、第5回審議会において経費回収率100%とする場合のCase1、経費回収率97.3%とする場合のCase2の2つに絞り込んでいただいたところです。引き続き、第7回以降の審議会でご審議をいただきたいと思いますと考えております。</p> <p>③使用料体系の統一について（塩原地区の使用料体系のあり方・軽減措置について）とあります。軽減措置については、当初お示ししていたスケジュールでは「多量使用者への配慮」という議事を第8回でご審議いただく予定でしたが、順番を入れ替えまして、今回、第6回審議会でご審議をいただきます。統一の方針と併せて、このあとご説明いたします。</p> <p>④使用料体系の前提条件（基本使用料の設定、水量区分等）については、本日の議事(2)で基本的な考え方をご説明し、具体的には第7回審議会でご審議をいただく予定です。</p> <p>最後に⑤新使用料体系案については、②～④を踏まえた上で、第7回、第8回審議会でご審議をいただく予定です。</p> <p>以上のような手順で新しい使用料体系を検討していきたいと思っております。</p>
太田会長	<p>ありがとうございます。今までのご説明でご意見やご質問はありますか。</p>
委員一同	<p>《特になし》</p>
太田会長	<p>よろしいですか。それでは、このような手順で進めさせていただきます。続いて説明をお願いします。</p>
事務局(北村)	<p>それでは、今回ご審議をいただく使用料体系統一の方針及び軽減措置につい</p>

てご説明いたします。資料の 2 ページをご覧ください。

これまでの会議でもご説明してきたところですが、下水道事業においては、「雨水公費・汚水私費」の原則の下、汚水処理に要する維持管理費と資本費のうち、総務省が定める繰出基準を控除した経費が、使用料収入により賄う経費とされています。公営企業である下水道事業は、この使用料対象経費を使用料収入で全額賄うことが求められますが、那須塩原市の下水道事業については、経費回収率は平成 25 年度決算で 86.3%に留まっており、経費回収率 100%を速やかに達成する必要があります。

一方で、那須塩原市下水道事業の使用料体系は、合併前の使用料体系を踏襲し、3 地区に分かれた使用料体系となっていますが、特に塩原地区については、旅館・ホテル等のような大規模排水者の占める比率が高い地域的な特性と、旧塩原町が採用していた逡減制による使用料体系により、黒磯地区と西那須野地区に比べて、使用料水準が低くなっており、那須塩原市下水道事業が経営健全化に向けて経費回収率 100%を目指す上で、大きな懸案事項になっているといえます。

表-2.1 をご覧ください。平成 25 年度決算における地区別の使用料水準が記載してあります。黒磯地区が 1 m³あたり 139.15 円、西那須野地区が 133.62 円であるのに対し、塩原地区は 99.49 円と、他地区と比べて 34 円から 40 円の差があります。なぜこうなるかというのは、どの水量区分の単価を見ても塩原地区は他の 2 地区に比べて設定水準が低いということがまずひとつ挙げられます。また、次の 3 ページをご覧くださいと、こちらの図-2.1 は第 3 回審議会資料でお示ししたグラフと同じなのですが、塩原地区は多量使用者のウエイトが高いという特性があります。そのような特性がある中で、使用料の設定は水色の部分の 2 ヶ月あたり 1,001~2,000 m³については単価が 100 円から 90 円に下がり、ピンク色の部分の 2,001 m³~はさらに 80 円に下がるという逡減制になっていることから、大きなウエイトを占める部分からの使用料収入が期待するほどには上がってきません。この逡減制の使用料体系が、塩原地区の使用料水準が低いもうひとつの原因となっています。

したがって、下水道事業経営の観点から見れば、経費回収率を上げ、基準外繰入金を解消するという目標がありますから、今回の使用料改定においては塩原地区のような逡減制を採るのではなく、黒磯地区、西那須野地区の使用料体系に準じた累進制、つまり使えば使うほど使用料単価が高くなる体系を採用する必要があると考えられます。

ここまでの説明をポイントとしてまとめたものが下の枠の中にございます。

1 点目 下水道事業は、経費回収率 100%を達成する必要がありますが、那須塩原市下水道事業では 86.3%に留まっています。

2 点目 塩原地区は、黒磯、西那須野の両地区に比べて使用料の設定水準が低く、市下水道事業が経費回収率 100%を達成する上での懸案となっています。

3 点目 塩原地区の使用料水準が低い要因は、大規模排水者が占める割合が高いことと、逡減制の現行使用料体系にあります。

4点目 下水道事業経営の観点から、統一後の使用料体系については、黒磯、西那須野両地区の使用料体系に準拠した累進制を採用することが必要です。

「黒磯、西那須野の使用料体系に準拠」とありますが、これは現在の基本使用料の設定や従量使用料の水量区分（10 m³～30 m³、30～50 m³などの分け方）をそのまま踏襲するというのではなく、このあとの議事(2)でもご説明しますが、新しい使用料体系を作るにあたって、現在の設定は全面的に見直しを行う予定です。ここではあくまでも、従量使用料の単価は使うほど安くなるのではなく高くなる方式、累進制で設定するというをご確認いただければと思います。

続きまして、4ページをご覧ください。

統一後の使用料を黒磯地区や西那須野地区に準拠した累進制の使用料体系とした場合、大規模排水者を中心に、負担額が大きく増加することが推測されます。下の表-2.2に、現行使用料体系における使用水量別の負担額を地区別に掲載してあります。カッコ書きの数字は、塩原地区の使用料と比較したものです。先ほども申しあげましたように、現行の黒磯、西那須野地区の体系に合わせて改定するわけではありませんので、今回の改定によっていくらか負担額が上がるのかを現時点で正確にお伝えすることはできません。ですが、前回第5回審議会でご検討いただいた経費回収率のパターンで、経費回収率100%とする場合のCase1、97.3%とする場合のCase2というのがあった中で、Case2が黒磯地区の改定率0%となっていましたので、Case2とした場合はこの表の黒磯地区の欄を見ていただければ、だいたいこれくらい上がると、おおまかにですがイメージしていただけるかと思います。

1ヶ月あたり1,000 m³、2,000 m³と使用する場合、使用料が今よりも月に50,000円、100,000円と上がってしまうようなイメージです。このような大幅な負担増の影響を受けるのは、主に、那須塩原市の重要な産業のひとつである観光業を支える旅館・ホテル等ですので、一気に上げるのではなく、段階的な軽減措置を導入し、塩原地区の大規模排水者の負担軽減を図ることが求められます。下の枠の中に、段階的な負担軽減措置の設定方針案をお示しました。

①対象は、塩原地区において一定以上の水量を排出する事業者。基準となる水量は別途検討いたします。

②軽減措置は、今回改定する使用料体系案が適用される4年間、すなわち使用料算定期間の中で、段階的に実施するものとします。

③軽減措置は水道事業と同様に、「軽減率」を段階的に縮小していく手法により実施するものとし、「軽減率」は改定4年目に軽減措置が解消するように設定します。

④軽減措置に伴う収入不足分は、黒磯、西那須野地区の下水道使用者が背負うのではなく、一般会計繰入金によって補填するものとします。

軽減のイメージが、次の5ページに載っています。計算の仕方は水道料金の統一・改定の時と同じ方法となっています。新しい使用料体系によって計算し

	<p>た使用料、下の図で言うと(A)の額から、改定前の使用料体系によって計算した使用料(B)の額を差し引き、その差額に軽減率をかけて、軽減額を算出するという方法です。軽減率は、1年目が75%、2年目が50%、3年目が25%、4年目から軽減がかからなくなります。例えば(A)と(B)の差額が100,000円の場合、1年目は100,000円の75%ですから75,000円が軽減され、実際には25,000円の負担増となります。同じように計算して、2年目は100,000円のうち50%の50,000円が軽減されて50,000円の負担増、3年目は100,000円のうち25%の25,000円が軽減されて75,000円の負担増、というように1/4ずつ段階的に上がっていったら、4年目には軽減措置がなくなり正規の使用料になる、というイメージです。</p> <p>塩原地区の大幅な負担増ということは、今回の使用料統一・改定において最も懸念される点であると思います。しかしながら、下水道事業経営の観点からは、今回の改定でそこまで到達できるかは別として、速やかに経費回収率を100%にするという目標がありますので、逡減制ではなく累進制によって使用料体系を統一することが必要と考えております。そうすることによって塩原地区の特に大規模排水者が大幅な負担増になってしまうのはどうしても避けられませんので、段階的に上げていくというのはどうでしょうか、ということで今回軽減措置の案を出させていただきました。</p> <p>以上のことについて、委員の皆様にご審議をいただければと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。ただいまご説明いただいたとおりですが、具体的に言いますと3ページの「今後の使用料体系設定のポイント」に、説明いただいた内容を要領よくまとめていただいております。それから、4ページの「段階的な負担軽減措置の設定方針(案)」というものがございます。これが、新たな統一使用料体系を採ったときの塩原地区に対する軽減措置の具体的な方針案ということでございます。したがって、結論から申しますと、この囲みの部分についてご審議をいただいて、本日の審議会で確認をさせていただきたいということになります。</p> <p>ご質問、ご意見どちらでも構いませんが、できれば最初に「今後の使用料体系設定のポイント」を確認いただいた上で、そのことを実施するために必要な措置としての軽減、というように順序立てていただくとわかりやすいかと思っております。まずは、基本的な使用料体系設定の方針についてのご審議をしていただければと思います。</p> <p>例えば使うほど単価が高くなる累進制というのは、「水を使うな」という考え方に基づいているのでしょうか。普通に考えれば、使えば使うほど安くなるのではないかと思うのですが、なぜ累進制を採用するのでしょうか。</p>
太田会長	
委員	

太田会長	基本的なことですので、事務局から回答をお願いします。
事務局(久利生)	以前の審議会でも申し上げましたように、下水道事業は施設型の事業でございます。下水道事業を始める場合には処理場、管渠等を作りますが、この施設を用意するためには、最大に利用したときの容量を満たす施設を想定して作ります。したがって、多量に汚水を排出するお客様がいる場合には、当然施設への負担が大きくなりますので、そういったところを重視して、使えば使うほど負荷をかける、その分だけ費用負担をしてもらうというのが基本的な考えです。
太田会長	いかがですか。
委員	多量に使うにはそれだけ大きな施設が必要だというのはわかります。 考え方のひとつとして、例えば1ヶ月の使用水量によって基本使用料に差をつけるというのはどうでしょうか。従量使用料については、これから人口が減っていきますので過度にかけずに、例えば電気料金のように、基本使用料で大きなところと小さなところに分けるとする方法もあると思います。
太田会長	どのように使用料体系を作るべきか、というものの考え方に関わる基本的なご意見でございました。この審議会でも、そうしたことを念頭に置きながら、あるべき使用料体系についてご審議をいただきたいと思っております。ありがとうございます。 今のご発言は、今後審議会でも議論していく上での参考意見という形で取り扱わせていただいてもよろしいですか。
委員	はい。
太田会長	では、そのように扱わせていただきます。もともとのご質問にありました、なぜ累進制の体系にしたのかということについては、今の事務局の説明でよろしいですか。
委員	はい。
太田会長	他に何かご意見はございますか。
委員一同	《特になし》
太田会長	それでは、お気づきになった時点で戻っていただいても結構です。 3 地区統合していく上での基本的な使用料体系の考え方としては累進制を採る、ただそのときに基本使用料と今ご指摘のあった従量使用料との関係をどうするかというのは今後の審議の中で検討させていただきます。その点について

	<p>は若干、審議の結果によっては一定の方向性の再検討が必要になるかもしれませんが、ここでは累進制という基本的な提案をさせていただいております。</p> <p>いずれにしても、使用料体系を統一した場合には、どういうものを使ったにしろ、現在一番負担水準の低い塩原地区がそのままの水準を維持できるということはまずあり得ません。今後3地区の間の負担平準化をしていく中では、塩原地区の負担増に対する軽減措置がどうしても必要になってまいります。したがって、そちらの話を進めさせていただきます。</p> <p>先ほどご説明いただいた、負担軽減措置の設定方針というものがございます。基本的には、対象者は塩原地区の一定水量以上排出する使用者の方、具体的には多量排出者と呼ばれる方々になりますが、地区と使用状況に応じて対象者を限定することが1点目でございます。2点目は、期間は4年間で終える、4年目には軽減措置が0になるという提案です。3点目は、水道料金に適用したのと同じような軽減率をもって対応していくということです。4点目は、これらの軽減措置によってその分だけ使用料収入が当初の予定よりも少なくなりますので、いわば減収分については、下水道をお使いになっている今の使用者の方からその負担をいただくのではなく、一般会計から税金を投入して補填するということです。このような扱い方のご提案です。この扱い方についてはいかがでしょうか。ご意見、ご質問があればどうぞ。</p>
委員	<p>塩原地区の大規模排出者と、一般家庭の割合はどの程度なのですか。</p>
事務局(久利生)	<p>細かい資料はお示ししていませんが、資料3ページの図-2.1では、一番右側が塩原地区のグラフになります。この中で、一般家庭は2ヶ月で0~20 m³使用する青色、または21~60 m³の緑色あたりが該当すると思われます。それを超えるものについて、どこからが大規模になるかという区分けは特にしていませんが、2ヶ月あたり2,001 m³以上のピンク色の部分の割合は、このグラフからおおざっぱに判断すれば約50%を占めています。それよりもう少し少ない水量の部分も含めれば、7~8割になるかと思えます。</p>
太田会長	<p>他にはどうですか。</p>
委員	<p>段階的な軽減は4年間で解消されるということですが、4年間とした理由を教えてください。</p>
太田会長	<p>今のご質問を再確認します。使用料の算定期間は4年間ですが、委員のご質問は、算定期間にかかわらず、軽減期間は他の考え方があってもいいのではないか、という意味ですよね。</p>
委員	<p>はい、そうです。なぜ4年間にされているのか、その理由を聞きたいです。</p>

事務局(久利生)	<p>多少説明が重複するのはご了承願いたいのですが、ひとつ目としては、会長からも言葉が出ましたように、使用料算定期間については、第5回審議会の資料に基づけば、平成29年から32年に設定するとご説明したことに関係してきます。また、『下水道中期ビジョン』もその期間を使っているということもありますし、最も関係するのは、使用料算定期間については、明確な規定があるわけではありませんが、3年から5年とするのが一般的であると下水道協会等から考え方が示されているということがあります。あまり長くなってしまうと、根拠が確定的なものではなくなってしまうというのが理由です。</p> <p>加えて、実際には一般会計繰入金に影響してきます。当然ながら、使用料をご負担いただく皆さんにとっては、軽減期間が長ければそれだけ楽なわけですが、一方、繰り出しをする側からすれば、あまり長いと公平性の点では不均衡が出てくるのではないかと考えております。明確な回答にはなっていないかもしれませんが、そのようなイメージを持っております。</p>
委員	<p>ということは、4年間というのは決定事項ではないと考えてもよろしいですか。</p>
事務局(久利生)	<p>この審議会は期間が限られておりますし、私どもも含めて、メンバーの認識が一致している中で決めていきたいということもありますので、長期になることは避け、できれば4年間で進めていきたいと考えております。</p>
太田会長	<p>使用料算定期間と軽減期間との関係で、特に軽減期間を4年間に限定することについて、そこにこだわる必要はないのではないかとこの趣旨のご意見、ご質問がございましたが、それに関して他の委員の皆さんからご意見はございますか。</p>
委員	<p>前の審議会のときに、使用料を上げる、統一するという事は決まっておりますので、いずれかの方法で選ばなければいけないと思います。今、大規模使用者の問題がクローズアップされていますが、資料の3ページを見ていただくと、黒磯地区にも西那須野地区にも塩原地区にも、規模の大小、数の大小は異なるものの、大規模使用者はいらっしゃいますよね。その大規模使用者は、少なくとも黒磯地区と西那須野地区の方はちゃんと払っていたということもありますので、私たちはその点を十分に認識していかなければいけないと思います。</p> <p>軽減措置の期間については、一般的に時間軸というものが求められていて、私たちもいろんな法律との関係で仕事をしてきていますが、様々な「計画」や「措置」の期間はだいたい4年間か5年間です。人は忘れるものですから、それ以上経つと、なぜそう決まったのかわからなくなってしまうということも考慮されていて、適正な期間が4年間なり5年間なのだろうと理解してきましたので、私としては、4年間はひとつの目安なのではないかと思っております。</p> <p>金額についても、これから具体的に示されるのでしようが、少なくともCase1</p>

	<p>か Case2 というのは決まっていますから、もう仕方ないのかな、というのを詰めていかなければいけない時期にきていると思います。意見を交換しあうのは大事なことです、市の財政、下水道事業全般を考えれば、ある程度腹をくくらなければならないと強く思っているところです。</p>
<p>太田会長</p>	<p>ありがとうございます。委員各位、それぞれのお立場もあるということは十分承知しておりますが、一方で、市の財政や市全体の事業の行方もかみ合わせながら、その中でバランスをとっていかざるを得ないところもあるのではないかと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>私も、だめだという考えではないので、あくまでなぜ4年間にされているのかをお伺いしたかっただけです。</p>
<p>太田会長</p>	<p>使用料算定期間と軽減措置の期間というのは、確かに別々に捉えることはできますが、基本は「いくら軽減するか」に基づくものです。使用料算定期間によって収入と支出の見込みを立てた上で、そこに対する軽減の適用になるので、実務的な問題も含めて、果たしてそれを完全に分離できるかどうか。そこはかなり厳しいのではないかという印象を私は持っています。できるかできないかという判断は、実務的に難しいところがあるのではないかと思います、そのところで事務局から、使用料算定期間と軽減措置の期間はセットになっているものなのか、考えようによっては切り分けることができるのか、お考えがあれば聞かせてもらえませんか。</p>
<p>事務局(久利生)</p>	<p>明確な回答は難しいところですが、このあと使用料のシミュレーションを作成していく中で、当然ながら歳入、歳出両面で考えていかなければなりません。また、現状使用料収入が不足しているという事実、これを早期に解消しなければならないというのは間違いありません。それらを考え合わせると、使用料算定期間と軽減措置の期間は分離せずに、4年間のベースにしていきたいと考えております。</p>
<p>太田会長</p>	<p>事務局としては、セットにして審議してほしいということでございます。セットにするということは、算定期間は4年間と定めておりますので、自動的に4年間の範囲の中での軽減措置ということになるかと思います。ご意見はございますか。よろしいですか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。</p>
<p>太田会長</p>	<p>それでは、そのような取り扱いにさせていただきます。 基本的な考え方についてはいかがでしょうか。軽減期間は4年間ということにさせていただいた上で、水道料金と同じような適用の方法をとるということ</p>

	<p>です。具体的にいきますと、1年目に軽減率75%、2年目に50%、3年目に25%、4年目には終了するというように、段階的に軽減率を適用していくこととなります。ご質問やご意見があればどうぞ。</p>
委員	<p>図-2.1と図-2.2のグラフを見ているのですが、図-2.1は2ヶ月あたりの水量が示されていて、図-2.2は月の表示になっています。これは1ヶ月あたりですか、2ヶ月あたりですか。</p>
太田会長	<p>グラフの表記の仕方ですね。いかがですか。</p>
事務局(伊藤)	<p>条例では使用料を1ヶ月単位で規定しておりますので、図-2.2は1ヶ月あたりで表記しています。図-2.1については、実際の使用料請求は2ヶ月ごとであるため、2ヶ月あたりで表記しています。わかりにくいのですが、そのような関係で月数の表記が異なっております。</p>
太田会長	<p>よろしいですか。</p>
委員	<p>はい、わかりました。</p>
太田会長	<p>図-2.2のグラフはあくまでもイメージなので、わかりやすく、差額が10万円の場合はこうなります、ということを示したものです。したがって、今日の中でご確認いただきたいのは、グラフ自体がどうかというよりも、その上に書いてある軽減率を4年間の中でこのように適用していきますという点です。軽減のイメージをご理解いただければと思います。他にはいかがでしょうか。</p>
委員一同	<p>《特になし》</p>
太田会長	<p>それでは次に、④についてです。軽減措置を適用しますと、軽減に伴う収入不足が生じますが、この不足分は一般会計からの繰り入れによって補填するという提案です。これについてはいかがでしょうか。まかりならんという方はいらっしゃいますか。</p>
委員一同	<p>《特になし》</p>
太田会長	<p>よろしいですね。具体的な金額等の細かい話は別として、設定方針としての基本的な考え方につきましては、4ページの枠の中にございます①～④にしたがって進めていくということでご確認をいただきたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>それでは、軽減についてご確認いただくのが先になってしまいましたが、先ほどの委員からのご質問にもありました、前提としてどのような統一使用料体</p>

	<p>系をとるかという話に戻ります。先ほどのご意見の中では、基本使用料でもって多くのところを回収し、従量使用料については、場合によっては現在の塩原地区の体系のような逓減制を採ることもあり得るのではないかというご意見でした。このところは、6 ページ以降の今後の統一使用料の考え方、組み立て方に関わってくる事柄です。それを含めた形で、先ほど統一使用料のあり方の問題としてご意見が出されましたので、若干入り組んだ形になりますが、触れざるを得ない点であるとは思いますが、何かご意見はございますか。</p>
委員一同	<p>《特になし》</p>
太田会長	<p>では、全くそのことに触れずに先ほどのご意見について審議するのは難しいので、若干手戻りが生じますが、6 ページの 3. 使用料体系の基本的な考え方に入っていただきましょう。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(伊藤)	<p>それでは、資料の 6 ページをご覧ください。ここからは、使用料体系の設定について、基本的な考え方をご説明いたします。</p> <p>(1) 現行使用料体系の設定状況について でございますが、下水道使用料体系を設定する場合、「適正な原価」と個々の使用実態に応じて配分された「個別原価」に基づいて設定されることが原則となります。</p> <p>また、下水道使用料体系は、使用水量に関係なくご負担いただく基本使用料と使用水量に応じて負担する従量使用料を組み合わせた二部使用料制となっています。</p> <p>下の黒い点線内に下水道法の抜粋を掲載していますので参考にご覧ください。</p> <p>使用水量に応じて算定します従量使用料につきましては、使用水量が変動することに伴い使用料収入も変動するということになってきますので、使用水量が過少な場合は、固定的に発生する経費を賄えないという事態になる可能性があります。</p> <p>下水道事業の経営の安定性を保つためには、従量使用料と基本使用料とを組み合わせた二部使用料制が有効であるとされ、これまで那須塩原市や他の自治体でも二部使用料制を採用しています。</p> <p>7 ページをご覧ください。(2) 現行使用料体系の課題について ということですので、まず①基本使用料と従量使用料の負担割合 でございます。基本使用料と従量使用料を定める際の基準として、使用料対象経費をその性質によって「固定費」と「変動費」に分けて考えます。</p> <p>固定費は、使用水量に関係なく固定的に必要とされる経費で、例としては人件費、起債の償還費が挙げられます。変動費は、使用水量に応じて変動する経費としまして、具体的には電気料などの動力費になります。固定費については基本使用料で賄うのが適当ですが、下水道事業の特性により固定費の割合が極めて大きくなっております。8 ページの図-3.1 は、平成 25 年度決算の状況から</p>

固定費と変動費の割合を示したものです。固定費の割合は全体の 92.3%を占めております。変動費は 7.7%です。大部分が固定費であるということがわかりになるかと思えます。

次に、9 ページの図-3.2 をご覧ください。平成 25 年度の使用料収入について、使用水量ごとに基本使用料と従量使用料に分けたものを示しています。

棒グラフで見ると青い部分が基本使用料による収入、赤い部分が従量使用料による収入となります。

上段の表をご覧ください。使用料収入のうち基本使用料が占める割合が 35.6%になります。8 ページで説明しました歳出の固定費に対しての基本使用料収入の割合を計算してみると、約 12.5%であり、大部分が従量使用料によって賄われている状況です。

最近では、節水型機器の導入により一人あたりの使用水量が減少傾向にあるなど、これまでのような固定費の収入の大部分を従量使用料によって賄う手法では、安定的な使用料収入を継続的に得ていくことが難しくなり、経営の安定性の確保の観点からも様々な弊害が生じてくることが懸念されます。このため、使用料体系の検討にあたっては、基本使用料と従量使用料に対する固定費の配分についても考慮した設定を行っていく必要があります。

10 ページをご覧ください。②基本使用料と基本水量について ですが、近年では、核家族化の進行や節水意識の向上により使用水量が減っているという状況にあります。県内の市町でも様々な議論が行われ、基本使用料や基本水量の設定を見直す自治体も現れています。

青い枠内をご覧ください。県内での実績としては、足利市が平成 22 年度に基本使用料の中に含まれる基本水量を 10 m³から 8 m³に変更しております。日光市については、平成 23 年度に 10 m³から 5 m³へ変更しています。変更の理由としては、下水道事業経営の安定化が挙げられています。また、下野市は平成 23 年度に基本水量を廃止しています。廃止の理由は、節水型社会への対応、少量使用者への配慮ということです。

図-3.3 をご覧ください。こちらは、県内の基本水量の設定状況を円グラフで示しています。県内では現在基本料金に基本水量 10 m³を含んでいる市町が一番多く、那須塩原市も含まれています。基本水量なしのところは下野市、基本水量が 5 m³のところは日光市、8 m³のところは足利市となっています。

11 ページをご覧ください。③従量使用料の設定について です。表-3.1 をご覧ください。本市の現行使用料体系を表にしています。表の一番下の段に、従量使用料の段階数を書いてあります。黒磯地区と西那須野地区は従量使用料の水量区分が 4 段階なのに対し、塩原地区は 3 段階と少なく設定されています。また、設定されている水量区分も大きく異なっています。

使用料体系の統一・改定にあたっては、基本使用料・基本水量、累進度、従量使用料の水量区分の設定などを検討する必要がありますので、次回の審議会でご審議をお願いしたいと考えております。以上で説明を終わります。

太田会長	<p>ありがとうございました。少し先取りした格好で説明をしていただきました。</p> <p>先ほどの委員のご意見に戻りますが、繰り返しますと、なぜ累進制を採ったのかということと、あるべき使用料体系を考えると、基本使用料と従量使用料の関係を考えれば、何も累進制にこだわらなくてもよいのではないかというご意見でございました。3 ページの「今後の使用料体系設定のポイント」では、基本的な考え方として、黒磯地区、西那須野地区に準拠した形で統一使用料に累進制を導入するとされていますので、そのところの確認・調整をこの審議会の中でさせていただきたいということになります。</p> <p>専門的な内容ですので、細かい部分については理解しにくいところもあるかと思いますが、ご質問、ご意見はありますでしょうか。</p>
委員一同	<p>《特になし》</p>
太田会長	<p>では、議論が錯綜するといけないので申し上げたいと思いますが、今ここでお諮りしているのは、3 ページの「ポイント」をこの審議会として確認いただけるかどうかということです。「ポイント」の中の一番大きな柱となるところは、統一使用料を現在の黒磯地区、西那須野地区に準拠した形で設定するということなので、従量逦増、累進制を基本として統一使用料を組み立てていくこととなります。そのことに関わってご審議をいただくということなので、それ以上の、今後の使用料体系のあり方の本格的な議論はその後に行っていただきます。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>例えば多く使うところは基本使用料を上げる、少ないところは施設に対する負荷が小さいわけですから安く抑える。そうした上で、従量使用料については使うほど高くなるのではなくて、みんな同じにしてはどうでしょうか。というのは、これから人口が減ってくる、また節水型社会になってくるということで、水を使わない方向になってきています。そのような中で、使えば使うほど高くなる使用料の設定というのは、違うのではないかという気がします。</p>
太田会長	<p>ありがとうございます。今後の基本使用料、従量使用料についてどうあるべきか、というところに基づいて、使用料体系設定の方針が図れるのではないかというご指摘でございました。他の委員の方々からご意見はありますか。</p>
委員	<p>仮に、塩原地区に合わせて逦減制にして統一した場合は、どういうことになりますか。</p>
事務局(伊藤)	<p>今回の使用料改定の目的は3地区の体系を統一することと、一般会計からの基準外繰入金を解消するというものでございました。塩原地区の逦減制に合わせますと、使用料の統一はクリアできますが、基準外繰入金を減らして希望としては経費回収率 100%としたいところ、今以上に経費回収率が下がる</p>

	<p>ことになりますので、事務局としては想定しておりません。先ほど課長からもご説明いたしましたとおり、多量使用者については施設にかかる負荷が大きいことから、累進制を採るのが妥当であると考えております。</p>
委員	<p>私も旅館を経営していますが、私のところは小さいので良いとしても、客室数の多い旅館の経営者からすれば、例えば経費が1億円だったとすると、その1億円を市民から集めていく中の多くの部分を自分たちは払って貢献しているのだから、その上もっと払えというのかという意見が出ると思います。</p>
太田会長	<p>確かにそういったご意見が出るかもしれないとは思いますが。</p>
委員	<p>個人的には、話が進んでいる方向がだめだということではありません。</p>
太田会長	<p>そういった意見に対して、端からそれは違うと否定することはできないと思いますね。確かにそういう考え方もないことはないですし、民間商取引の場合では多く購入すれば割引がきくのは普通ですから、一般の商取引の常識からすると真逆をいっているような印象を受けるというのはご指摘のとおりだと思います。</p> <p>非常に基本的なことなのですが、同時に難しい事柄でもあります。ひとつだけ見ていただきたいのは、8ページに経費の内訳があります。下水道事業がどういう経費の構成によって成り立ってくるかということが示されています。変動費と固定費というのは会計用語ですが、簡単に言ってしまうと、施設整備にかかった固定的にかかるお金が固定費、薬品費や動力費など、日々の使い方によって変化するものが変動費です。ですから、固定費は一度作ってしまったら縮められない、固定的にかかる経費になるわけです。別な言い方をすると、使い方の変化によって変わるものではないので、理屈上では、その部分は基本使用料として固定的に徴収すべきです。そして、ご利用いただいている皆さんが多く使ったり少なく使ったりという変動に応じて変わる部分が変動費なので、従量使用料として徴収するのは変動費にすべきです。</p> <p>しかし、図-3.1をご覧くださいとわかりますように、経費の大半が固定費です。理屈通りにいくと、大半が基本使用料になってしまいます。これは最終的にどうなるかという、一般家庭は使うなどと言っているに等しい使用料体系になります。使う、使わないに関わらず、とにかく使える状態にしているわけだから固定費を基本使用料で全額支払え、ということになった場合には、そうなることがほぼ確実です。</p> <p>したがって、どうなっているかという、固定費の大半を変動費と同じ従量使用料にかぶせているのです。先ほどご説明がありましたように、固定費のわずか12.5%しか基本使用料で回収していないということでした。本来固定的に徴収すべき費用を、従量使用料というその時々の変動によって使用料収入が動く部分にかなりの割合でかぶせているので、その設定如何によって、</p>

	<p>非常に下水道事業の経営が不安定化するというのが先ほどのご説明です。</p> <p>一方で、理屈通りにすると確かに経営の安定化には役立ちます。少なくとも下水道を使うと表明した人は、すべて固定費を基本使用料でお支払いいただくということになれば、これは確実にすべてのコストを安定的に徴収できます。しかし、それは先ほど言ったような問題が生じるということです。その兼ね合いをどうするか、ということですね。固定費のすべてを基本使用料で賄うことは現実的ではありません。一方で、今のような形で、ほとんどを従量使用料にかぶせてしまっている、しかも塩原の場合には多く使えば使うほど使用料が低くなる逓減制になっているので、経営的にはものすごく負荷がかかる、下水道事業経営の安定化を損なうことになっている状態です。そこをどのようにバランスをとりながら適正化していくかということです。そのことを、3 地区統一の使用料として設定したいというのが今回の審議の内容です。なかなかややこしいといいますか、理屈だけではいけないところですし、現状を変更なく認めていくと、別な問題が起こってきます。</p>
委員	<p>経費回収率 100%を目指し、下水道事業経営健全化のために、黒磯地区、西那須野地区のような累進制に統一しようと謳っていますよね。使用水量が多いからとか少ないからとかではなく、皆使う施設は同じなわけですから、示された案でスタートするのがよろしいかと思います。</p> <p>温泉ということがあまりクローズアップされてしまうのはどうなのでしょう。多く使うということはそれだけ施設にかかる負担が大きいわけです。一方、サラリーマンはサラリーマンなりに、家計の中に占める税金の割合がありますよね。ですから、大きいからとか小さいからとかではなく、那須塩原市で下水道を使うときは、皆使用料は一緒だという考え方を頭に入れておかないと、これからいろいろと計算をしていく中でまた同じ話が出てきて前に進めません。黒磯が、西那須野が、塩原がというのではなく、那須塩原市一体となって協力し合うという考え方をもってこの審議会を進めていただきたいと思います。</p>
太田会長	<p>ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>そのことについてですが、私は塩原地区だけ別の使用料にしてほしいと言っているわけではありません。あくまでもすべての使用者に対して、大きいところの基本使用料を高く、小さなところは安くし、従量使用料については累進制を改めてはどうでしょうかと申し上げています。</p>
委員	<p>今のご意見に関して、先ほど7 ページで説明がありましたように、固定費を基本使用料、変動費を従量使用料で回収するのが平等であるけれども、そうすることによっていろんな問題が出てくるから、固定費の一部、わずか 12.5%だけを基本使用料として、残りは従量使用料にしているということでした。その観点からみると、相当な金額が不足してくるのではないかと思います。これま</p>

<p>太田会長</p>	<p>で経費回収率 100%を目標としてきた議論が壊れてしまう懸念がありますが、いかがでしょうか。</p> <p>実際に当てはめてみたときにどうなるか、試算をすれば具体的な形が出てくると思いますが、確かにおっしゃるように、上げようにも上げにくくなる可能性は高いので、結果として経費回収率が不足する可能性は出てくるかと思いません。</p>
<p>事務局(久利生)</p>	<p>ただいまの委員の皆さんのご意見は、これからの議論に委ねる部分もあるかと思いますが、下水道施設を各個人の方も利用したいわけですし、多量使用の事業主の方も利用したいわけです。施設を残すために適正な使用料収入を確保していきたいという目的があります。固定費を基本使用料で賄うということになれば、今ご意見があったようになかなか難しいですが、景気の動向によって歳入面で大きな影響が出てくるであろう大口の事業者へ使用料のウエイトを大きく載せてしまうと、下水道事業の収入が景気に左右されることとなりますので、安定した経営には結びつかなくなります。どうしてもそこには一定の調整が働くべきものと考えておりますので、多量使用者へ重きを置きすぎると、安定的な経営にはつながらないということをご理解いただければと思います。</p>
<p>太田会長</p>	<p>この問題は、理屈の世界と現実の世界の両方を見ながらベストミックスを考えざるを得ないということだと思います。使用規模の大小によって基本使用料に差をつけ、従量使用料は累進制にこだわらないというご意見は、理論的にはあり得ると思いますし、選択肢のひとつとして検討すべき事柄であると思います。ただ、それを理屈通りやると、多量使用者にかなり重点化したとしても、多くを基本使用料にかぶせた場合には、今課長がおっしゃったように、大きな変動を招くのはやむを得ないこととして出てくると思います。</p> <p>これはどちらかというところ折衷案のような形になりますが、望ましい使用料体系を掲げて、そこに向けて努力していくということと、そこに一足飛びにいけるかということは別問題としてあるので、ひとつの理論としてあるべき使用料体系の姿を検討から外すということはしないといたしましても、それを直ちに実行できるかどうかは別問題としてお考えいただいたほうが良いのかな、と、お聞きしていてそういう感想を持ちました。</p> <p>少し議論を先取りした形で進めさせていただいておりますが、資料6ページ以降の統一使用料の今後のあり方の中で、基本方向としては、基本使用料のウエイトをもう少し高めたい、今のように固定費のわずか12.5%しか回収できていないというものをもう少し基本使用料にかぶせることによって、経営の安定化に資するものにしていきたい。しかしながら、それは無理のない形でウエイトを高めていかざるを得ないということですね。</p> <p>もうひとつは、そういうことを一方でやる限りは、従量使用料も、例えば逓減にするとか、均一にするとかという形には、即座にはならない。私としては</p>

	<p>そのように考えます。ですから、基本形としては黒磯地区、西那須野地区の体系を踏襲して、統一使用料のあり方の中で、委員がおっしゃった方向性がどこまで反映できるかを検討していくということでしょうか。</p>
委員	はい。
太田会長	よろしいですか。
委員	例えば、塩原地区の一般的なホテル・旅館について、累進制に統一したらどの程度使用料が上がるのか、参考までに教えていただけませんか。
太田会長	<p>具体的な金額については、今ではなく今後検討していきます。資料の11ページに現行使用料体系が載っていますが、例えば従量使用料について、黒磯地区、西那須野地区が4区分で、塩原地区が3区分になっているのがこれで良いか、また区切り方は適切か、などを検討していくことになります。これにはいろいろなバリエーションが考えられ、一定の水量から均一単価にしてしまうこともできなくはないです。ただ、その場合でも、すべての従量単価を均一にすることはあまりにもドラスティック過ぎて、はね返りの影響のほうが大きくなり、難しいだろうと推測します。</p> <p>委員の考え方をどういった形で使用料体系の中に盛り込めるかというのは、今後の検討課題の中で、具体的な数字に落とししていくことも含めて、進めていくことによってある程度浮かんでくると思います。</p>
委員	資料4ページの表-2.2について、黒磯地区の使用料がほぼCase2に当てはまるという説明でした。ここに書いてある塩原地区との差額が、ひとつの目安になるのではないのでしょうか。
太田会長	ごく単純な形で、置き換えるところなるかもしれないということです。ただ、先ほど申しあげましたように、統一使用料をどう組むかというのはこれから議論していくことですので。
委員	もちろん、従量使用料の水量区分の仕方であるとか、基本使用料のウエイトを12.5%から高めていくのかどうか等により様々なケースがありますから、一律にはならないと思います。ただ、ひとつの指針として役に立つと理解したのですが違うのでしょうか。
太田会長	私も、単純に置き換えるところなるという理解はしております。
委員	これからいろいろなケースがでてくるので、今の時点では単純化して考えるしかありませんよね。

太田会長	とりあえずは、ということですね。
委員	資料 10 ページの、足利市、日光市、下野市の事例を挙げたのは何か理由があるのですか。
事務局(伊藤)	こちらはあくまでも参考として載せてあります。那須塩原市では 1 ヶ月の基本使用料の中に基本水量 10 m ³ が含まれていますが、それを見直した市があるという参考情報です。
委員	今後の検討の中に加えていくということですか。
事務局(伊藤)	今後の基本使用料についての検討によっては、基本水量をなくしたり、日光市のように基本水量を下げたりといったシミュレーションは必要と考えております。
委員	逆に 20 m ³ や 30 m ³ までを基本水量にしてしまうという考えもあるのではないのですか。
事務局(伊藤)	そういったパターンもあるとは思いますが。
委員	例を挙げられたということは、ある程度事務局の方で着地点を考えた上でのことと私は捉えているのですが。
事務局(伊藤)	着地点といいますか、あくまでここ最近の県内での見直し実績ということで挙げさせていただいたまでです。
委員	資料 10 ページの中で、基本水量 10 m ³ /月が 21 件とありますが、これらの基本使用料はいくらになっていますか。
事務局(伊藤)	こちらは県内で 21 市町が基本使用料の中に基本水量 10 m ³ を含んでいるという表現です。
委員	その 21 件の県内各市町で、基本使用料を比較するとどうなりますか。これから検討するにあたって、基本使用料や基本水量を変えなくてはならないですね。ですので、参考にお伺いしたいです。
事務局(伊藤)	近隣の市町で申し上げますと、大田原市は改定前の基本使用料 1,100 円の中に 10 m ³ が含まれています。那須町については、1,296 円の中に 10 m ³ が含まれています。宇都宮市は 1,188 円の中に 10 m ³ が含まれています。

委員	わかりました。
太田会長	<p>今回の審議会資料の中に、県下全市町の基本料金と基本水量の一覧をご用意いただけますか。</p>
事務局(伊藤)	はい。
委員	<p>もう一点ですが、基本使用料を上げたり、基本水量を下げたりということになると、低所得者や核家族世帯の使用料が上がることにはなりませんか。</p>
太田会長	<p>そのところがややこしいのですが、正確な呼称は、「基本水量付き基本使用料」といいます。基本水量が付いているかないかの話で、基本水量を基本使用料から切り離した場合は「基本水量なし基本使用料」になります。その場合は基本使用料がまずあって、1 m³から従量使用料としてカウントされていきます。ところが、10 m³の基本水量付きの場合には、実際に5 m³しか使っていないくても、10 m³までを含んでの基本使用料なので、従量使用料としてカウントされるのは11 m³からになります。11 m³以上使わないと、従量使用料の請求はされませんが、5 m³使った場合には基本使用料として5 m³分を請求されるということです。ですから、基本水量付きかどうかということで、基本使用料の設定によっては、それぞれの使用者の方へ請求される使用料は変わりません。従量使用料のカウントをどこから始めるかということです。</p> <p>低所得者という形になるかどうかですが、特に最近では、以前のような多人数世帯から核家族や単身世帯に移っていますよね。また、一人あたりの使用水量が少なくなってきました。例えば私どもの大学の学生が下宿等していると、彼らは昼間家にいないので、1ヶ月に10 m³も使わないのではないかと思います。ですが、10 m³まで含みで基本使用料は徴収されます。</p> <p>そういうことですので、もし基本使用料は基本使用料としてあって、従量使用料が別途設定されていれば、基本使用料プラス使った分だけ払えば良いということになりますが、10 m³付きの基本使用料の場合には、11 m³以上使わないと従量使用料の請求のカウントにならず、5 m³しか使わない場合でも残り5 m³分が基本使用料に含まれた形での請求になるという、その違いですね。</p> <p>このところは実際に単身世帯等の少量使用者について、基本水量を外した場合、また付けた場合はどれくらいまでを基本水量として見込むのかによって負担がどう変わるかをシミュレーションしてみないとはっきりわかりませんね。</p>
委員	<p>基本水量 10 m³以下の使用者がどれくらい使うか、どれくらい多いかですね。それによっては考慮しなければならないと思います。</p>
委員	<p>資料9 ページの図-3.2 が参考になるのではないのでしょうか。</p>

<p>太田会長</p>	<p>基本水量がなぜ付いたのかということを手短にお話ししますと、これは水道もそうなのですが、利用を促進するという側面がありました。下水道の場合は接続をなかなかしてくれなかったりすることもありますし、水道の場合でも井戸があったりして使ってくれない。ですが、疫病等の問題があって、普及を促進したいし、使えるようになったら是非使ってもらいたい。</p> <p>基本水量を付けることによって、例えば10 m³までは使っても使わなくても基本使用料でかかるのだから、是非10 m³は使ってくださいということと同時に、10 m³というのは生活していく上で最低限の水量なので、水道も下水道も、使っていただくことによって公衆衛生が向上するという、そういう側面があったのです。</p> <p>しかし今は時代が変わって、家族構成が変化したのと、節水意識の高まりにより使用水量が少なくなってきましたから、使っても使わなくても10 m³までの基本使用料は同じというのはおかしいのではないかというご意見もたくさん出てきています。</p>
<p>委員</p>	<p>那須塩原市は、下野市のように基本水量をなくしてしまおうということは考えていないのですか。今、子どもも水をすごく大切にしています。一滴も漏らさないように水道の蛇口を締めますし、学校でも水の大切さを指導していると思います。10 m³までは使っても使わなくても良いという言い方をされてしまうと、水の大切さが伝わらないような気がしてしまいます。</p>
<p>太田会長</p>	<p>おっしゃる通り、そういうご意見が多くなったということです。</p>
<p>委員</p>	<p>水道を普及させる必要性があった時代とは全く違いますよね。水はとても大切なもので、使った水を処理することも同じくらい大切です。大切なことにお金がかかるのはやむを得ないのではないかと思います。</p> <p>お金を出してミネラルウォーターを買うくらいですから、水道であっても蛇口をひねって飲めばお金がかかるということは子どもでもわかります。ただ、大人が使ったものの借金を自分たちが負担するということまでは子どもは考えていないでしょう。自分の使った分は自分で責任を持って払うのが大人ですよ。子どもの世代にそのような借金は残したくないです。</p>
<p>太田会長</p>	<p>大変貴重なご意見だと思います。</p>
<p>事務局(久利生)</p>	<p>ただいまのご意見には、改めて責任を感じるところでありますが、平成21～22年度の下水道審議会答申の中にも、後世の下水道使用者に過度の負担をかけない改定が必要だということが盛り込まれております。汚水をきれいに処理して川に帰すことが下水道の使命でございますので、当然ながらそこにかかる費用は、施設を利用する一般の家庭の方、事業者の方からの使用料収入で賄うべきものです。ただいまのご意見も大事にしながら、次回以降の検討に活かし</p>

<p>太田会長</p>	<p>ていければと思っております。</p> <p>活発なご議論をいただきましてありがとうございます。ここである程度の整理をさせていただきます。</p> <p>資料3 ページの枠の中について最終的にご確認をいただきたいのが、一番下の「統一後の使用料体系については、黒磯、西那須野の両地区の使用料体系に準拠した累進制を採用する」という部分です。先ほどの事務局からの説明にもあったように、「準拠」というのは現在の使用料体系をそのまま使うということではありません。今後、今回のご意見も含めて、あるべき統一後の使用料体系を検討していく中で、黒磯、西那須野地区に準拠した累進制をベースにさせていただきますということでございます。</p> <p>どのように調整していくかは今後の審議内容であるということをご確認いただいた上で、この内容をお認めいただければと思うのですがいかがでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>《異議なし》</p>
<p>太田会長</p>	<p>それでは、この3 ページの内容をご確認いただいたということでよろしくお願いたします。ありがとうございました。</p> <p>統一後の使用料体系をどう組むかについては、先ほどのご議論を踏まえて、いろいろなバリエーションが考えられますから、その中で取り入れるべきものは取り入れていくということでご審議をいただきたいと思います。</p> <p>では、次に議題(2)の6 ページ以降について特にご意見やご質問がございましたらどうぞお出してください。また、もし資料等のご請求があればこの場でご請求いただくなり、別途事務局へご連絡いただければと思います。</p>
<p>委員一同</p>	<p>《特になし》</p>
<p>太田会長</p>	<p>あくまでも基本的な考え方ですので、具体的な中身は今後のご審議の中で検討していきます。今回は統一後の使用料体系の骨格についてご確認をいただきました。ありがとうございました。</p> <p>その他に何もなければ、本日の審議会はこれをもって審議を終了させていただきたいと思いますがいかがですか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>《特になし》</p>
<p>太田会長</p>	<p>それでは、事務局へお戻しします。</p>
<p>事務局(伊藤)</p>	<p>お手元の資料「那須塩原市下水道審議会審議事項(予定)」をご覧ください。次回の審議会は、5月の開催を予定しております。大変申し訳ないのですが、日程が具体的に決定しておりませんので、今回の審議会議事録を郵送する際に</p>

<p>事務局(須藤)</p>	<p>併せて日程のご連絡をしたいと考えております。議事内容につきましては、使用料体系の設定についてご審議をいただく予定でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>平成 26 年度の審議会は本日が最終ということで、私の方から一言御礼を申し上げたいと思います。昨年 2 月の第 1 回審議会からお集まりをいただきまして、この 1 年間、計 6 回にわたってご審議をいただきありがとうございました。次回 5 月の審議会では、具体的な使用料のあり方についての核心に入ってくるかと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>4 月には人事異動もありまして事務局のメンバーが変わってしまうかもしれませんが、今後も引き続きご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。私からの年度終わりの挨拶とさせていただきます。1 年間ありがとうございました。</p>
<p>事務局(久利生)</p>	<p>以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。慎重なご審議をいただきありがとうございました。</p>